

保土ヶ谷区にお住まいの方へ

令和8年度 保土ヶ谷区版 保育所等利用案内



令和7年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も改めて令和8年度の申請が必要です。

横浜市版の利用案内もあわせてよくお読みいただき、ご申請ください。

保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

! 全体の注意事項

- 締切日直前は申請が集中し、書類の審査および不足書類の連絡に時間を要します。お早めにご提出ください。
- 郵送の場合、送付書類の電話での受領確認は行っておりません。不安な方は簡易書留等をご利用ください。
- 提出された書類は返却できません。申請書類一式はコピーしてお手元に保管されることをおすすめします。
- オンライン申請の場合、締切日の23時59分までの送信分が有効ですが、通信障害等の責任は負いかねます。余裕をもってご申請ください。また、申請の際には、申請データの控えをダウンロードしてください。申請完了画面を閉じるとダウンロードできなくなります。
- 認可保育所等の利用決定を辞退された場合は、申請全てが無効になります。利用決定された施設以外の施設への利用をご希望の場合は、再度申請が必要です。
- 入所日は各月の1日付です。希望の施設・事業をあらかじめご見学のうえ、通園可能か確認してください。
- 転園申請で転園成立した場合、元の園は自動的に利用取消となります。転園内定を辞退しても、元の園に通い続けることはできません。
- 4月の一次利用決定を辞退された場合、二次利用申請はできません（※）。5月以降の利用申請となります。

※きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合や転居の場合を除く

個別に支援を必要とするお子さんの保育を希望する方

障害や発育・発達の遅れなど、その他気になることがあるお子さんや、医療的ケアを必要とするお子さんの申請にあたっては、事前相談が必要です。保土ヶ谷区役所こども家庭支援課まで電話予約のうえ、お早めにご相談ください。また、必ずお子さんと一緒に、ご利用希望の保育所等をご見学ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P4 参照）

横浜市外の保育所等の利用を希望する方（横浜市内の保育所等との併願も含む）

各市区町村により申請締切日や利用要件が異なります。また、利用開始日の前日までの転居予定の有無により、必要書類や提出方法が異なります。必ず利用案内の該当ページをご覧ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P14 参照）

市外から保土ヶ谷区の保育所等の利用を希望する方（市外保育所等との併願含む）

利用開始日の前日までの転居予定の有無により、必要書類や提出方法が異なります。また転入予定の場合は、転入後に横浜市民として「本申請」が別途必要です。

なお、4月一次申請は、利用開始日前日までに横浜市に転入予定があり、転入予定が分かる書類の提出が11月28日（金）までにできる場合または利用調整基準の別表2の「9保育士等」の要件を満たす場合のみ申請が可能です。必ず利用案内の該当ページをご覧ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P14 参照）

4月一次利用申請

**認定・利用調整事務センターへの郵送またはオンラインのみです。
窓口での申請受付は原則できません。**

受付期間	令和7年10月10日（金）～11月6日（木） <u>消印有効</u> ●希望園の追加・順位変更や不足書類のみ令和7年11月28日（金）消印有効まで追加提出を受け付けます。給付認定申請書、利用申請書（保育所等用）は、必ず11月6日（木）までに提出してください。
申請方法	●郵送の場合の宛先（住所不要）〒231-8350 横浜市こども青少年局認定・利用調整事務センター ●申請書類一式を利用案内が入っていた専用封筒（角2封筒）に入れてご提出ください。 ●マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからオンラインで利用申請できます。「利用案内」P13掲載の横浜市ウェブサイトを確認してください。 ●「横浜市外の認可保育所等の希望申請」、「個別に支援を必要とするお子さんの申請」、「出生前の申請」を希望する方は、保土ヶ谷区役所こども家庭支援課の窓口申請が必要です。

詳しくはオンライン申請のページへ



出生前に申請できる方（一次申請のみ。締切日後に出産予定の方）

受付期間	《仮申請》令和7年10月10日（金）～11月6日（木） <u>消印有効</u> 《出生後の正式申請》令和7年10月10日（金）～令和8年2月10日（火）必着
申請方法	●申請書類一式をオンラインまたは郵送、窓口へご提出ください。 ●郵送の場合の宛先 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2番地の9 保土ヶ谷区こども家庭支援課 令和8年度保育所等利用申込担当
注意事項	●令和8年4月1日から保育所等の利用ができるのは、令和8年4月1日時点で必要な月齢（園により異なります）を満たす可能性がある場合のみです。 ●令和8年2月3日までに生まれなかった場合、申請取下が必要です。 ●「出生後届出書」の提出がない場合、利用調整の対象外となります。 ●仮申請の際は、申請書類の児童氏名は「ベビー+申請者氏名」、生年月日は空欄にして、母子健康手帳の表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページのコピーを添付してご提出ください。 ●正式申請を保土ヶ谷区役所で受理した後に、利用調整結果をお送りいたします。

（「横浜市保育所等利用案内」P13 参照）

4月二次利用申請

受付期間	令和8年1月6日（火）～2月10日（火）必着 ●希望園の追加・順位変更や不足書類についても、令和8年2月10日（火）必着です。
申請方法	●申請書類一式を、郵送または保土ヶ谷区役所こども家庭支援課窓口（3階30番）へご提出ください。窓口の受付時間は、平日（月～金曜日）の8:45～17:00です。 <u>土曜開庁日は受付できません。</u> ●郵送の場合の宛先 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区こども家庭支援課 令和8年度保育所等利用申込担当 ●オンライン申請の場合は、「利用案内」P13に掲載されている横浜市ウェブサイトを確認してください。

5月～3月入所の利用申請

入所希望月の前月10日必着（土日祝日にあたる場合は、その前の開庁日）

郵送申請	窓口申請
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区こども家庭支援課保育担当 宛	保土ヶ谷区役所こども家庭支援課 本館3階（午前8時45分～午後5時） ※長時間お待たせする可能性があります。あらかじめご了承ください。 ※駐車場は1時間無料。混雑緩和のため、なるべく公共交通機関をご利用のうえお越しください。

利用調整結果について（予定）

	発送開始予定	届かない場合の電話でのお問合せ
4月一次 利用申請	令和8年2月上旬までに発送	2月上旬からお受けします。
4月二次 利用申請	令和8年3月10日前後に発送	3月中旬からお受けします。
5月～3月 利用申請	入所希望前月の21日以降発送	入所希望前月の25日頃からお受けします。

（「横浜市保育所等利用案内」P20 参照）

利用が決まらなかった場合には、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」を送付します。この通知は、最初の申請時および希望園を追加したときのみ通知します。保留通知発行後は毎月の利用調整の対象です。

各月の保留証明書の発行が必要な場合は、保留証明書が必要な月の前月25日以降に、本人確認書類を持参のうえ、保土ヶ谷区役所こども家庭支援課窓口へご来庁ください。

※令和9年4月以降の利用調整については、別途申請が必要です。

※保留の状態で入所の希望がなくなった場合は、申請の取下げの手続きをしてください。

保育所申請のポイント

保育所等の種類や、申請の方法・スケジュールなどのポイントを解説した動画（約10分）を配信しています。

※各内容の詳細については、利用案内も必ずご確認ください。

教えて！コンシェルジュさん 横浜市

検索



利用案内・様式のダウンロードなど

横浜市ウェブサイトにて利用案内および様式のダウンロードが可能です。

ぜひご活用ください。

令和8年度 保育所 利用案内 横浜市

検索



よくあるご質問

質問	回答
申請締切日までにすべての書類が揃わない場合、どうすれば良いですか？	利用案内 P16「全ての方が必要な書類」の提出のみで、選考にエントリーすることは可能です。 ただし、締切日までに不足書類が届かない場合には、書類不備のため、本来のご家庭の優先順位での選考はできません。ご了承ください。
保育所申請時点では、就労日数や就労時間が少ないが、保育所入所次第増やせる場合には、就労証明書についてどのように証明すれば良いですか？	就労日数・就労時間について、 <ul style="list-style-type: none">・増やせる時期（例：保育所入園次第～）・増やせた場合の就労日数/1週 または /月・増やせた場合の就労時間/日 および /週 を「備考」にご記入ください。

※就労証明書の裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」にて、就労証明書の記入方法を詳しく記載しておりますので、必ずご確認ください。

（「横浜市保育所等利用案内」P16 参照）

4月申請の書類の書き方・受付の日程など一般的なご質問はこれら

◆お問合せ専用ダイヤル 令和8年1月25日（日）まで（令和7年12月29日（月）～令和8年1月3日（土）は除く）

☎ 045-664-2607（午前8時～午後8時 土日祝日も対応）

その他のお問い合わせ・令和8年1月26日（月）以降のご質問はこれら

◆保土ヶ谷福祉保健センターこども家庭支援課（区役所本館3階）※土曜開庁時は対応していません。

☎ 045-334-6397（平日の午前8時45分から午後5時15分まで）

⏰ 窓口開庁時間（平日の午前8時45分から午後5時まで）